

用途別規格等の改正に係る経過措置の延長について

消費者庁
食品衛生基準審査課

用途別規格等の規格基準の改正

趣旨

- ✓ 平成30年の食衛法改正によって導入された合成樹脂のポジティブリスト制度については、令和5年11月30日にリストの再整理を行い、令和7年6月1日から完全施行される。
- ✓ ポジティブリスト制度の導入に伴い、従来の用途別規格等の規格基準について改めて整理し、必要な改正を行った。

↓ ポジティブリスト導入

A 一般規格	今回改正 B 試験法	今回改正 C 試薬・試液等
今回改正 D 材質別規格	今回改正 E 用途別規格	F 製造基準

改正内容

(1) ポジティブリスト制度導入に伴う整理

- ① ポジティブリスト制度が導入されたため、食品毎に容器包装の規格を定めてリスク管理をするのではなく、ポジティブリスト制度（製造管理基準含む）+ 材質別規格での管理に一本化（これにより、安全性が確認され他の食品に使われている容器包装も使用可能となり、食品の安全性向上のための容器包装の開発等の促進が期待される。）。

【改正内容】E から清涼飲料水、乳・乳製品の容器包装の規格削除およびレトルト（容器包装詰加圧加熱殺菌食品）の容器包装の一部規格を削除し、ポジティブリスト制度での管理を実施。

- ② ポジティブリストの対象外となっている意図せず混入する物質等への適切なリスク管理措置を強化。

【改正内容】D に個別規格がない合成樹脂に、意図せず混入する物質等のリスク管理として「総溶出物規格」を導入。

※ 個別規格のある合成樹脂は蒸発残留物試験等で対応するため現状維持とするが、将来的には「総溶出物規格」の段階的導入を想定。

※ 溶出試験に用いる試験溶液（食品擬似溶媒）を対象食品に近いものにする改正も併せて実施。

(2) 一部の試験法の通知化

分析技術の進歩等に臨機応変に対応し、適時適切に規格の適否判断を行えるよう、機器分析により規格が判断できる試験法を告示から通知に移行

※ 規格と試験法が一体のもの（比色法等）は告示に残す。

(3) その他、文言の統一などの所要の改正

施行時期等

- 令和7年5月30日公布（内閣府告示第95号）、令和7年6月1日施行。ただし、規格・試験法の変更（過マンガン酸カリウム消費量及び総溶出物）に係る規定については、令和8年6月1日から施行する。また、令和9年6月1日前に販売・製造・輸入・営業上使用されている器具又は容器包装については、従前の例によることができる。
 - なお、施行前から改正後の規格を採用することは差し支えないものとするが、その場合、部分的な変更は行わないこと。
- ※ 例えば、過マンガン酸カリウム消費量試験が本改正により削除されることから、当該規格についてのみの部分的な変更として、当該試験を実施しないこととした上で、総溶出規格については施行前であることから試験を実施しないということは認められない。

これまでの対応

「器具及び容器包装の試験法に関するQ & Aについて」

(令和7年9月4日消費者庁食品衛生基準審査課、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)

問 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第95号）における器具及び容器包装の試験法に係る改正事項（総溶出物規格の導入、食品疑似溶媒の変更、酸性溶液のpH域の変更及び試験溶液の調製における温度の変更（95℃から90℃への変更）等）について、当該告示の施行前又は経過措置期間中に改正前の試験法により試験を行った器具及び容器包装については経過措置期間後に改正後の試験法により改めて試験を行う必要はないと解してよいか。

(答)

差し支えない。食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示における試験法の改正については、改正前の規格基準による試験を行った場合に、人の健康を損なうおそれがあるものとして改正が行われたものではないことから、当該告示の施行日である令和7年6月1日若しくは令和8年6月1日前又は経過措置期間中に改正前の規格基準に適合するものとして製造等されていた器具又は容器包装及びこれと同様のもの（※）に対して、経過措置期間後に改めて改正後の試験法により試験を行う必要はない。

※このQ & Aにおける「同様のもの」とは、施行日より前又は経過措置期間中に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装に使用されていた物質（合成樹脂の原材料に限る。）をその使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をいう。

地方衛生研究所からの意見

- 今回の告示改正に関して、地方衛生研究所全国協議会を通じて、各地方衛生研究所に対してアンケートにより意見聴取を実施した。
- その結果、86機関中67機関から回答が得られ、以下のような意見があった。
 - ✓ 経過措置期間については、2年間で十分とする機関がある一方で、試験法の性能評価を実施することを考慮すると2年間では不十分であるとの機関もあり、必要な期間としては最長で5年程度が適切とする意見があった。
 - ✓ 経過措置期間が長くなった場合、その期間内においては、新旧両方の試験を実施する必要があるため、煩雑になるおそれがあるとの意見があった。また、試験法の改正については一部すでに施行されているため、仮に旧試験法において不適合となった製品について、新試験法での試験の実施が必要になる点に留意する必要があるとの意見があった。

今後の対応方針

- 器具・容器包装に係る規格試験を実施する試験機関における実務的な対応可能性に係る意見を踏まえ、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府告示第95号）の経過措置期間については、2年間から5年間に延長することとしたい。
- 経過措置期間中に各地方衛生研究所、検疫所等で実施する規格試験については、「器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて」（令和7年5月30日消食基第362号消費者庁食品衛生基準審査課長通知）に基づく性能評価が未実施である場合には、各試験機関において適切に精度管理等を行うことで差し支えないことを通知等により示すこととしたい。
- 今後、パブリックコメントを実施した上で、告示改正する予定。

(参考) 経過措置改正のイメージ

●食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府告示第95号） 新旧対照表

改 正 案	現 行
附則 （経過措置） 第二条 令和<u>十二年</u>六月一日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装及び<u>これと同様のもの</u>については、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。	附則 （経過措置） 第二条 令和<u>九年</u>六月一日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装については、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。